

特定非営利活動法人学童保育 にしきたキッズ

入 所 案 内

学童保育所とは

「共働きやその他の事情によって、昼間留守である家庭の子ども」を対象に、放課後・学校休校日の生活を保障するため、遊びを主とした保育を行います。

- ★ 学校生活終了後の放課後や学校休校日（土曜日、春・夏・冬休みの間など）を豊かに生き生きと過ごすためのところです。
- ★ 異なる年齢集団の中で学童期に必要な子ども同士のふれあいを通して、集団生活のルールを体得しながらたくましく自立して、自らの生活を創り出す子どもに育っていくことを目指しています。
- ★ 家庭と同じように温かい雰囲気の中で安らぎ、おやつを食べたり、本来の子どもらしい遊びを通して、子どもの心と身体を育てられるよう意欲的に取り組んでいます。

☆ 「にしきたキッズ」の運営について

- ① 当法人は、「特定非営利活動法人学童保育にしきたキッズ」（以下にしきたキッズ）で運営しています。
- ・ 毎日支援員複数体制で保育にあたっています。ただし学校休校日の保育や活動によっては、増員することがあります。

「保護者会」について

- ① 当法人の児童の保護者は「保護者会」の会員になります。
- ② この会は、主に児童の様子に関する諸問題、活動計画などについて報告します。
- ③ 役員は会員の互選により選出され、1年間この会の運営にあたります。

会長 橋口 勝己

保育時間

① 「通常保育」 …… 下校時から 19 時まで（土曜日は 18 時まで）

② 「学校休校日保育」 …… 春・夏・冬休み期間など 7 時半から 19 時まで

◇お休み …… 日曜日・祝日、お盆（8 月 13 日～15 日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※学校開校日に台風等で休校の場合、学童保育も休所する。

「にしきたキッズ」申し合わせ事項

① 保育料・法人会費その他諸経費は、前納を原則とする。

原則として支援員は預かりません。諸事情により遅れて納入する場合は、ご連絡ください。

② 万一事故が発生した場合は本人または保護者の責任とし、支援員及び学童保育所が責任を負わないことを原則とします。ただし、救済措置として、「学童保険」に加入します。

③ 備品や施設等の破損については、その都度協議します。

④ 不必要なお金・遊具（カード・ゲーム機類ほか）・高価な物や壊れやすいものなどは、持っていないようにしてください。※持ち物には必ず名前を書いてください。

⑤ 外出する行事や一日保育（学校休校日）の時に欠席する場合は、必ずご連絡ください。

⑥ 一日保育の時は、午前 9 時までには学童保育所に着くように登所してください。

何らかの理由で遅れる際には、必ず学童保育所か支援員へご連絡ください。

⑦ 「長崎県学童保育連絡協議会」（県連協）に加入し、学童保育所の推進運動を共に進めています。

⑧ 親子行事や保護者の協力を必要とする行事などは、進んで参加してください。

⑨ 退所する場合には、前月の 15 日までに支援員に連絡すると共に「退所届」を早急に提出してください。「退所届」の提出がない限り、保育料は納入していただくことになります。

※特定非営利活動法人学童保育にしきたキッズ管理運営規定 6.③保育料未納が 3 ケ月以上あった場合は、退所措置をとることとする。退所後も未納分は支払う必要がある。

※休所については、産休・育休・本人、保護者の病気療養の場合のみ対応いたしますのでご連絡ください。

◇学童をお休みの場合などは、保護者及び支援員双方が確認できるように、電話連絡またはメールにてお知らせください。

☆ 保育料

① 通常保育の場合（月額）

	保 育 料 (おやつ代・給食費・活動 費含む)	法人会費(連絡協 議会費含む)	合 計
1年生	10,000円	500円	10,500円
2年生	9,000円	500円	9,500円
3年生	8,000円	500円	8,500円
4年生	4,000円	500円	4,500円
5年生	3,000円	500円	3,500円
6年生	3,000円	500円	3,500円

◇1世帯で1～3年生が2人以上いる場合、そのうち1人の保育料を5,000円引きとする。

◇法人会費・連絡協議会費は一世帯あたりの負担なので、兄弟姉妹がいる場合2人目からは不要です。法人会費は、子ども達への行事やお祝い・法人運営等に使います。

◇連絡協議会費・・・学童保育の運営・改善を目指して、長崎県でそれぞれ協議会を組織し、活動しています。その会費として納めます。

② 季節保育加算金

夏休み	7月	月額納入金	+3,000円
	8月	月額納入金	+4,000円
冬休み	12月	月額納入金	+2,000円
春休み	3月	月額納入金	+2,000円

◇その他、活動費（バス代・入場料・バスハイクなどにかかる費用）は別途必要になる場合もあります。

③ 初回納入金

月額保育料のほかに次の諸費用が加算されます。

入所金	10,000円	備品・消耗品等の購入、学童運営費に、なります。
学童保険	800円	けが・物損などの保険です

◇但し、入所金については、兄弟姉妹がいる学童に在所の場合、2人目からは不要です。

④ 納入方法

◇銀行引き落としとさせていただきます。

⑤ その他

◇退所届の提出がない限り保育料は納入する。

◇月の途中の退所であっても納入された保育料等は返金しないものとする。

☆ 入所手続きについて

① 持ってくるもの

- ・承諾書兼責任書／入所申込書・児童調査書・長崎市への提出書類(勤務証明書、クラブ利用申込書)・緊急時の連絡先登録用紙・クラブ利用料減免調査書(対象の方のみ)
- ・入所金・年間保険料・入所月分保育料・十八親和銀行振り込み用紙
- ・十八親和銀行こうふりネット書類

連絡先：特定非営利活動法人学童保育 にしきたキッズ

TEL 848-5660